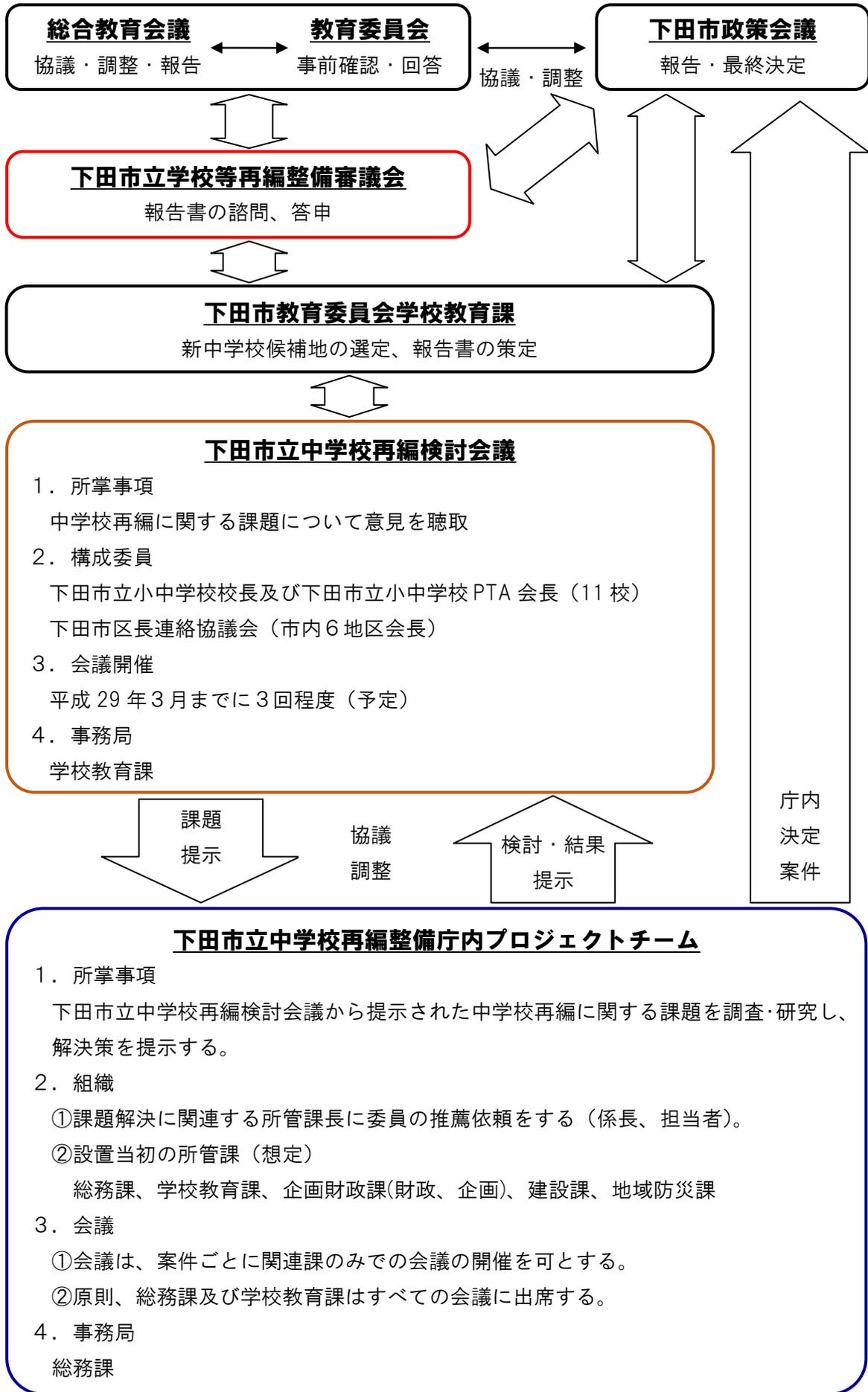


### 下田市立中学校再編整備検討組織



下田市教育委員会告示第 16 号

下田市立中学校再編検討会議設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 9 月 29 日

下田市教育委員会  
教育長 佐々木 文夫

下田市立中学校再編検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 下田市立中学校再編整備に係る課題についての意見を聴取するため、下田市立中学校再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は教育長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 委員の数は、30 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 下田市立小中学校校長
- (2) 下田市立小中学校 P T A 会長
- (3) 下田市区長連絡協議会市内 6 地区会長

(役員)

第 3 条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

3 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(関係者の出席)

第 5 条 会長は、必要があるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、会議において知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。  
(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年10月5日から施行する。

下田市立中学校再編検討会議 委員名簿

	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	下田市教育委員会	会長	佐々木 文夫	教育長
2	下田市立稲梓小学校		竹内 信子	校長
3	下田市立稲生沢小学校		山田 浩	校長
4	下田市立白浜小学校		山梨 隆史	校長
5	下田市立浜崎小学校		黒田 英津子	校長
6	下田市立下田小学校		森本 幸平	校長
7	下田市立大賀茂小学校		渡邊 篤之	校長
8	下田市立朝日小学校		進士 真	校長
9	下田市立稲梓中学校		森本 秀樹	校長
10	下田市立稲生沢中学校		鈴木 徹弥	校長
11	下田市立下田東中学校		猪ノ原 克己	校長
12	下田市立下田中学校		渡邊 久志	校長
13	下田市立稲梓小学校PTA		土屋 英典	会長
14	下田市立稲生沢小学校PTA		今井 弘興	会長
15	下田市立白浜小学校PTA		飯田 雅之	会長
16	下田市立浜崎小学校PTA		金指 好則	会長
17	下田市立下田小学校PTA		田中 美和	会長
18	下田市立大賀茂小学校PTA		若森 千枝	会長
19	下田市立朝日小学校PTA		鈴木 勉	会長
20	下田市立稲梓中学校PTA		後藤 則一	会長
21	下田市立稲生沢中学校PTA		植松 直也	会長
22	下田市立下田東中学校PTA		土屋 考史	会長
23	下田市立下田中学校PTA		若林 僚	会長
24	下田市区長連絡協議会下田地区		渡邊 金富	会長(中央区長)
25	下田市区長連絡協議会稲生沢地区		渡邊 洋之	会長(東本郷区長)
26	下田市区長連絡協議会稲梓地区		山田 徳次	会長(箕作区長)
27	下田市区長連絡協議会朝日地区		外岡 勝博	会長(大賀茂区長)
28	下田市区長連絡協議会浜崎地区		増田 信隆	会長(柿崎区長)
29	下田市区長連絡協議会白浜地区		鈴木 康	会長(板戸区長)

事務局

30	下田市教育委員会学校教育課	事務局長	峯岸 勉	課長
31	下田市教育委員会学校教育課		山梨 弘樹	参事
32	下田市教育委員会学校教育課		吉田 康敏	学校教育係長
33	下田市教育委員会学校教育課		土屋 大祐	指導主事
34	下田市教育委員会学校教育課		土屋 真一郎	技師
35	下田市教育委員会学校教育課		原 隆史	主事